

農業労働環境整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症予防のために、労働環境を改善する、労働者を雇用する農業者等に対し、必要な支援を行うことを目的とした農業労働環境整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、第1号及び第2号を満たす者又は第3号を満たす者とする。

- (1) 市内で営農かつ住所を有する農業者又は生産組織であること
- (2) 農業経営において雇用していることがわかる資料を、実績報告時（令和5年2月10日期限）までに提出することのできる者
- (3) 本市に本店若しくは支店を有する農業協同組合であって、令和元年度から申請時までに農福連携の取組の実績がある者又は実績報告時（令和5年2月10日期限）までに令和4年度中に取り組む契約の締結書類を提出できるもの

(補助対象事業)

第3条 本事業は、前条に定める補助対象者が、農業生産活動において新型コロナウイルス感染症予防のために行う労働環境の整備について支援する。

(事業内容及び実施基準)

第4条 本事業の事業内容・対象期間・対象経費、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次の各号の書類を添付して市長が定める期間内に提出しなければならない。ただし、個人の農業者については第6号の提出を省略できる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 納税対応状況申出書（様式第3号）
- (3) 営農の実態を確認できる書類（前年度の決算関係書類）
- (4) 雇用の状況を確認できる書類（賃金台帳等）
- (5) 導入する機械・設備の価格、機能が確認できる書類（見積書、カタログなど）
- (6) 規約・定款

- (7) 別表中の補助率及び上限額の上乗せに該当する場合、その要件が確認できる書類
- (8) その他、市長が必要と認める書類

2 申請者は、交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入れ課税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金の交付申請額から減額して申請しなくてはならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査並びに必要な応じて行う申請者への聴取、現地調査及びその他の方法により、当該申請内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付すものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を当該申請者に交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容及びこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別の事情により補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき、又はその必要がなくな

ったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(状況報告)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を図るために必要があるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金交付決定内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(決定内容の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときには、遅延なく変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、変更承認書（様式第6号）による承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割以内の減、又は交付決定額の変更が生じない範囲での補助対象経費の増であり、科目に変更がない場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、遅延なく廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、廃止承認書（様式第8号）による承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条第2項に規定する補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに当該補助事業に関し、実績報告書（様式第9号）及び収支決算書（様式第9号-2）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きに該当する補助事業者は、事業実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第10号）によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該補助金を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めたときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し通知（様式第11号）するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額が、第6条第1項で決定した交付決定額と相違する場合は、同条による決定を変更し、変更交付決定及び補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反又は従わないときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第1項に規定する取消しについては、その旨を書面により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の時期）

第16条 補助金の交付は、第13条の規定により補助金の額を確定した後において行うものとする。

（補助金等の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に関し費用の収支その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 選考の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日が属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付目的若しくは当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を勘案して市長が定める期間をいう。）を経過した場合は、この限りではない。

（処分財産の納付）

第20条 補助事業者は、前条の定めにより、市長の承認を得て財産処分をしたことにより収入のあったときには、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（理由の提示）

第21条 市長は、第10条第2項若しくは第14条に規定する指示をするとき、又は第15条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（委任規程）

第22条 この要綱に規定のない事項については、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は令和4年7月11日から施行する。

別表

<p>事業内容</p>	<p>農業者等が圃場において実施する、雇用労働者に対する新型コロナウイルス感染症対策のための労働環境の向上に資する次の施設を整備する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 手洗い場 2 トイレ 3 休憩所 4 休憩所等に設置する換気・空調設備 5 その他感染症予防に効果的であり、かつ労働環境の向上に資すると特に市長が認めるもの
<p>補助対象期間</p>	<p>補助対象期間は、交付決定後に着手し、令和5年2月10日までに完了する事業とする。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、1から3のすべてを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容に定める機械、施設等（新品・中古品を問わない）の購入及び設置に係るものでかつ、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 2 令和5年2月10日までに支払が完了した経費 3 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
<p>補助率及び上限額</p>	<p>補助率は2分の1以内とし、補助金額は、1経営体当たりの上限額を100万円とする。</p> <p>ただし、次のいずれかを満たす場合、補助率は5分の4以内とし、補助金額は1経営体当たりの上限額を150万円とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道指導農業士若しくは北海道農業士、又は令和4年度中に北海道指導農業士若しくは北海道農業士に認定される者 2 令和元年度から申請時まで公的機関の依頼による農業研修生受入実績がある者、又は実績報告時（令和5年2月10日）までに受入実績がある者、若しくは令和5年度の受入が確実となっている者 3 令和元年度から申請時まで農福連携の取組の実績がある、若しくは実績報告時（令和5年2月10日）までに、令和4年度中に取組を行う契約の締結書類を提出できる農業者又は本市に本店若しくは支店を有する農業協同組合 <p>事業の実施に当たっては、定められた予算の範囲内とする。</p> <p>また、補助金の算出に当たり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、市、道及び国が実施する他の事業による助成との併給は認めない。</p>